## JACDS ダイレクトニュース

発行:日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

## <u>歯科診療が追加されました</u> 電話・情報機器を用いた処方箋調剤及び服薬指導について

電話・情報機器を用いた処方箋調剤及び服薬指導のうち医科については既には時限的・特例的に容認されていますが、今般、歯科診療についても容認されましたので、ご連絡します。

■ 歯科診療における品型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて(4月24日 厚生労働省事務連絡通知) 別添

## (内容)

歯科も医科も薬局の対応に違いはありません(文面上「医師」→「歯科医師」との変更のみ)。 処方箋には医科と同様に「O410 対応」と記載されます。

## 電話・情報機器を用いた場合の「薬剤服用管理指導料」の臨時的取扱い

標記に関し、4月24日付けで、厚生労働省保険局医療課事務連絡が発出されていますので、お知らせします。

■ 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 14) 別添1 ——このうち問8及び9

(参考情報)新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その10) 別 添2――JACDSダイレクトニュース第2号(4月13日)にて添付送付済みです

文責:中澤